

豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市立小学校、中学校または義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（中学校夜間学級に在籍する生徒が成年に達している場合にあっては当該生徒。）の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な運営に資することを目的として、豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施の決定)

第2条 豊中市教育長（以下「教育長」という。）は、市の予算を踏まえ、毎年度、本要綱に基づく補助を実施するか否かを決定する。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市立学校に在籍する児童生徒と生計を一にする保護者（親権者が死亡・離別している場合等保護者が不存在であると認めるときは、これに類する者。生徒が成年に達している場合にあっては当該生徒。以下「保護者」という。）のうち、第5条の事務の委任に同意した者とする。ただし、別表中共済掛金に係る補助金にあっては、児童生徒が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号に規定する災害共済給付制度に加入することに同意した保護者（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る共済掛金取扱要綱（以下「共済掛金要綱」という。）第5条の規定により保護者負担額を免除される者を除く。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

2 具体的に必要となる費用が補助対象経費に算入されるか否かは、当該費用の学校教育活動における必要性を踏まえて、教育長が判断する。

(事務の委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、当該児童生徒が在籍する学校長に対し、次の事項を委任することに同意するものとする。

- (1) 補助金の交付申請、請求、受領、受領した補助金を補助対象経費の支払いのために学校長口座において管理する権限、その他補助金に関する一切の権限
- (2) 補助金の交付決定通知の受領その他補助金に係る一切の通知（意思表示を含む。）を受領する権限
- (3) 補助対象経費に係る費用の事業者等への支払い
- (4) 共済掛金要綱第3条に規定する保護者負担額（以下「保護者負担額」という。）の市への支払い

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が第3条ただし書きに定める災害共済給付制度に加入することに同意しない保護者は、当該児童生徒が在籍する学校長に対し、前項（1）、（2）及び（3）の事項を委任することに同意するものとする。

（制度の案内）

第6条 教育長は、保護者に対し、本要綱に基づく補助金交付制度について案内する。

- 2 前項の案内は、学校長を通じて行うものとする。

（同意の推定）

第7条 保護者は、当該児童生徒が在籍する学校長に対し、当該児童生徒が当該学校に在籍した時点で、第5条の事務の委任に同意したものと推定する。ただし、保護者が第5条の事務の委任について書面で不同意の意思表示をしたときは、この限りでない。

- 2 不同意の意思表示をする保護者は、意思表示に係る書面の提出と併せて学校長が指定した当該年度の補助対象経費の概算額を学校長へ支払うものとする。
- 3 保護者が前項の補助対象経費の概算額を支払わない場合、第1項ただし書きの不同意の意思表示は無効とするものとする。

（補助金限度額）

第8条 補助金限度額は、補助金の交付の対象となる年度（以下「補助対象年度」という。）の予算の範囲内で教育長が別に定める。

（交付申請）

第9条 学校長（第5条の委任を受けた学校長をいう。以下同じ。）は、補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を添えて教育長に申請しなければならない。

- （1）補助金交付申請書
- （2）その他教育長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 教育長は、前条の申請が適正であると認めたときは、学校長に対する補助金交付を決定し、その旨を学校長に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の交付決定に際し、次の条件を付するものとする。
- （1）学校長に補助金が交付された場合、学校長は、学校長に交付された補助金に相当する学校教育活動に要する費用を保護者から徴収しないこと。
- （2）共済掛金に係る補助金について、学校長が第1項の交付決定通知を受領すると同時に保護者が学校長に委任した第5条第1項（4）の支払い債務の弁済期が到来し、また共済掛金要綱第3条に規定する保護者負担額相当額の補助金の交付がなされるものとし、その補助金を前記の支払い債務に充当すること。

（補助金の請求・交付）

第11条 前条で決定された補助金の交付を受けようとする学校長は、交付請求書により教育長に請求するものとする（共済掛金に係る補助金を除く。）。

2 教育長は、前項の請求に基づき、補助金を速やかに学校長へ交付するものとする。

（変更交付申請）

第12条 学校長は、補助金の交付決定通知後において補助金の額を変更しようとするときは、次の書類を添えて教育長に申請し、その承認を受けなければならない。

（1）補助金変更交付申請書

（2）その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請が適正であると認めたときは、補助金の額に係る変更交付決定をし、その旨を学校長に通知するものとする。

3 変更後の補助金の請求及び交付については、前条の規定を準用する。

（実績報告）

第13条 学校長は、当該補助事業が完了したときは、次の書類を添えて、速やかに教育長に報告しなければならない。

（1）補助金実績報告書

（2）決算報告書

（3）その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 教育長は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかについて、前条の報告書等により審査を行うものとする。

2 教育長は、前項の審査の結果適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校長に対し補助金交付確定通知書によりその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 教育長は、前条の規定により確定した補助金の額を超えて補助金が交付されているときは、学校長に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 学校長は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、指定された期限までに返還しなければならない。

（書類の整備等）

第16条 学校長は、補助金に係る収支を明確にした帳簿その他証拠書類を整理するとともに、当該補助対象年度の翌年度から起算して10年間、これを保存しなければならない。

2 学校長は、前項に基づき保存する帳簿等を後任の学校長に引き継ぐものとする。

3 学校長は、補助事業が完了したときは、第5条の事務の委任をした保護者に対し、補助金に係る収支の概要を報告するものとする。

(指示及び検査)

第 17 条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、学校長に対し、随時、当該補助金の使用等について必要な指示をし、または検査をすることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（補助対象経費）

学校 区分	小学校 (義務教育学校前期課程含む)	中学校 (義務教育学校後期課程含む)
学習実費	教材費	
	各教科等実習費	
	遠足・校外学習費	
	学校行事費	
	—	進路関係費
宿泊行事費	修学旅行費、林間臨海学舎費、学習旅行費（中学校夜間学級）	
共済掛金	共済掛金要綱第 3 条に規定する保護者負担額	
生徒活動費	—	生徒活動費